

高速実証炉の熱流動評価手法検証向け
ナトリウム試験装置の製作・据付

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗原子力工学研究所
高速炉研究開発部 システム熱流動工学 Gr.

第1章 一般仕様

1.1 件名

高速実証炉の熱流動評価手法検証向けナトリウム試験装置の製作・据付

1.2 目的

日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」とする）大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 システム熱流動工学グループでは、高速炉の実証炉設計における原子炉容器内流動適正化において用いられる熱流動評価手法の妥当性確認に必要となるナトリウム試験データの取得を目的として、ナトリウム流動伝熱試験室に設置されたナトリウム試験装置（PLANDTL 試験装置）の改造を計画している。令和6年度から令和8年度にかけて、PLANDTL 装置改造にかかる概念設計及び詳細設計を実施し、試験装置形状を具体化している。これを受けて試験装置に設置するナトリウム弁、流量計等の製作・据付を実施する。

このうち、本契約においては、ナトリウム試験装置（PLANDTL 試験装置）の改造に必要な購入品調達までを行い、試験体（熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体）の製作及び製作品の据付は別途協議とする。

本仕様書は、『令和5年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）』の一部として実施するものである。

1.3 契約範囲

1.3.1 契約範囲内

- (1) 試験体（熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体）の製作（詳細については決定次第記載する。）
- (2) ナトリウム弁の製作（付属品、予備品を含む）
- (3) ナトリウム液面計及び電磁流量計の製作（付属品を含む）
- (4) 製作品の据付（詳細については決定次第記載する。）
- (5) 上記(2)～(3)の試験検査、洗浄、梱包、輸送
- (6) 上記(2)～(3)、(5)にかかる提出図書の作成、提出

1.3.2 契約範囲外

- (1) 現地施工及び製品納入後の保管
- (2) 1.3.1 項記載の契約範囲内に記載なきもの

1.4 納期

令和10年3月31日（水）

1.5 納入場所及び納入条件

1.5.1 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 システム熱流動工学 Gr. ナトリウム流動伝熱試験室内指定場所

1.5.2 納入条件

据付調整後渡し

1.6 検収条件

2.3.3 項、2.4.2 項、2.5.2 項に定める試験検査に合格し、1.7 項に示す提出図書の完納並びに 1.5.1 項に示す納入場所への製品の納入をもって検収とする。

1.7 提出図書

図 書 名	提 出 時 期	部数
(1) 工程表※	契約後速やかに	4 部 (1 部返却)
(2) 実施要領書※	契約後速やかに	3 部 (1 部返却)
(3) 製作要領書※	製作着手前	4 部 (1 部返却)
(4) 製作図書※	製作着手前	4 部 (1 部返却)
(5) 試験検査要領書※	検査着手前	4 部 (1 部返却)
(6) 試験検査成績書	検査後速やかに	3 部
(7) 完成図書	納入時	3 部
(8) 取扱説明書	納入時	3 部
(9) 議事録※	打合せ後速やかに	3 部 (1 部返却)
(10) 品質保証計画書	契約後直ちに	1 部
(11) 委任先又は中小受託事業者等の承認について (機構指定様式)	契約後直ちに	1 式
(12) その他必要書類	随時	1 式

※：受領印形式による原子力機構の確認を必要とする図書

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 システム熱流動工学 Gr.

1.8 支給品

本作業を実施するにあたり、受注者が必要とする物品等のうち、原子力機構が認めたもの。支給方法及び支給物品等の詳細については別途協議により決定する。

1.9 貸与品

原子力機構は、受注者が行う作業を円滑に遂行するために必要な施設、設備、書類等を貸与する。この場合、受注者は貸与期間中良好な管理を行い、受注者の責に帰する孫壮・滅失を発生させた場合は弁償すること。原子力機構が受注者に貸与する図面類の複写は原則不可とする。ただし、作業上、複写等が必要な場合は原子力機構の許可を得て行うこと。

1.10 品質管理

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含む品質保証計画書を原子力機構に提出し、その確認を得ること。受注者は、受注者の品質保証計画書を遵守して、本仕様書に定められた作業を行うこと。また、受注者が作業の一部を下請会社等に外注する場合、品質に関する要求事項が下請会社等にまで確実に適用されていること。
- (2) 受注者は、契約期間中に品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に原子力機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

1.11 適用法規・規格基準

本仕様書の 1.3 項に定める契約範囲の実施にあたっては、下記の法規及び規格等を参酌すること。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 日本電機工業会規格(JEM)
- (3) 日本電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 電気設備技術基準
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気用品の技術上の基準を定める省令
- (7) 消防法危険物の規則に関する政令
- (8) 消防法危険物の規則に関する規則
- (9) 日本電線工業会規格(JCS)
- (10) 電気設備に関する
- (11) 汎用機械振動許容基準
- (12) ボイラ及び圧力容器安全規則 第2種圧力容器構造規格
- (13) その他関係法令・規格

1.12 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」に定められた通りとする。

1.13 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者、下請会社等の作業員を除く第三者への開示又は提供を行ってはならない。このため、機密保持を確実にできる具体的な情報管理要領書を作成・提出し、これを厳格に遵守すること。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

第 2 章 技術仕様

2.1 概要

本件は、ナトリウム流動伝熱試験室に設置された PLANDTL 試験装置の改造において必要となる試験体（熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体）、ナトリウム弁、流量計、液面計等を製作・据付するものである。

2.2 試験体（熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体）の製作

ナトリウム流動伝熱試験室の PLATNDL 試験装置内に設置する熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体を製作する。機器製作の詳細は決定次第記載する。

2.3 ナトリウム弁の製作

製作するナトリウム弁の系統図上の設置位置を図 1 に示す。

2.3.1 製品仕様

製作するナトリウム弁の仕様について表 1 に示す。また、製作する弁の共通の仕様を以下に示す。

- (1) 設計圧力：0.8MPaG（真空引き時（外圧作用時）は、-0.1MPaG）
- (2) 設計温度：625℃（真空引き時（外圧作用時）は、300℃）
- (3) 接液部材質：SUS316
- (4) 設計寿命：10 年間とし、4000 回以上の開閉に耐えうること。
- (5) 配管接続：突合せ溶接（V 型開先）
- (6) その他：弁前後に短管を設け、両端とも開先加工すること（V 型開先）。

2.3.2 付属品仕様

(1) 空気作動弁付属品

- ・リミットスイッチ
- ・エアセット（フィルタ・レギュレータ）
- ・電磁弁
- ・端子箱
- ・スピードコントローラ

(2) 電動弁付属品

- ・リミットスイッチ
- ・開度計
- ・端子箱

(3) 共通付属品

- ・ナトリウムリーク検出器の設置ポート及びナトリウムリーク検出器
- ・弁銘板
- ・特殊工具
- ・その他メーカー標準品

(4) 予備品

- ・パッキン類
- ・その他メーカー標準品

2.3.3 試験検査

(1) 外観・寸法・員数検査

製品について、使用上有害な損傷、ひずみ等がないことを目視にて確認すること。また、本仕様書に記載された仕様・員数であること。

配管径等を精度保証された計器類にて測定し、受注者社内規格に基づいた公差内であること。

(2) 耐圧漏えい検査

窒素ガスにて設計圧力の 1.25 倍の圧力を加え、10 分以上保持し、変形及び漏れのないこと。

(3) 弁座漏えい検査

弁を閉めた状態で窒素ガスについて設計圧力の 1.1 倍の圧力を加え、0.5 分以上保持し、弁座から漏れのないこと。

(4) ヘリウムリーク試験

弁外部でヘリウムリーク量が $1.0 \times 10^{-7} \text{Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 以下、弁座で $1.0 \times 10^{-6} \text{Pa} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ 以下であること。

(5) 液体浸透探傷検査(PT)

JIS Z 2323 を遵守し、ボディとボンネットのシール溶接部、ボディと短管の突き合わせ溶接部、ディスクとシートのステライト溶接部の全線に対して液体浸透探傷検査を行う。無欠陥を合格とする。

(6) 放射線透過検査

JIS Z 3106(2001)を遵守し、ボディと短管の溶接部に対して放射線透過検査を実施する。1 類の範囲内を合格とする。

(7) 材料検査

接液部に使用している材料が指定の材料であることを確認すること。ミルシートの提出にて代替とする。

(8) 耐電圧試験

電磁弁、リミットスイッチを対象に 1,500VAC を 1 分間印加して異常のないこと。

(9) 絶縁抵抗試験

電磁弁、リミットスイッチを対象に、DC500V を印加して、絶縁抵抗が 10M Ω 以上であること。

(10) 動作確認試験

所定の空気圧を供給し、開閉操作を 3 回以上繰り返して円滑に動作すること。

2.3.4 製品の納入

製作を完了した製品は、製品が変形・損傷しないように梱包し、原子力機構の指定する場所に納入すること。

2.4 電磁流量計の製作

製作する電磁流量計の系統図上の設置位置を図 1 に示す。

2.4.1 製品仕様

- (1) 方式：永久磁石式
- (2) 員数：4 台（50A：1 台、100A：3 台）
- (3) 内部流体：ナトリウム
- (4) 流量測定範囲：0～500 L/min
- (5) 最高使用圧力：0.8MPaG（真空引き時は、-0.1MPaG）
- (6) 最高使用温度：650℃
- (7) 主要材質：SUS316
- (8) 接続配管径：50A（1 台）、100A（3 台）
- (9) ナトリウム流量伝送器
 - ① 構造：防水型
 - ② 許容差： $\pm 0.5\%$ 以下（FS）
 - ③ 出力信号：4～20mA
- (10) 付属品
 - ① 予熱ヒータ：1 組/台
 - ② 熱電対：1 本/台
 - ③ 端子箱：メーカー標準品
 - ④ その他：メーカー標準付属品

2.4.2 試験検査

(1) 外観・寸法・員数検査

製品について、使用上有害な損傷、ひずみ等がないことを目視にて確認すること。また、本仕様書に記載された仕様・員数であること。

配管径等を精度保証された計器類にて測定し、受注者社内規格に基づいた公差内であること。

(2) 耐圧漏えい検査

窒素ガスにて設計圧力の 1.25 倍の圧力を加え、30 分以上保持し、変形及び漏れのないこと。

(3) 液体浸透探傷検査(PT)

JIS Z 2323 を遵守し、接液部の全線に対して行う。無欠陥を合格とする。

(4) 放射線透過検査

電磁流量計を対象に、JIS Z 3106(2001)を遵守し、圧力バウンダリ溶接部に対して放射線透過検査を実施すること。1 類の範囲内を合格とする。

(5) 電極導通検査

断線等がないこと。

(6) 絶縁抵抗試験

予熱ヒータ及び熱電対を対象に常温大気圧下にて、端子とシース間に DC100V を印加して、絶縁抵抗が $20\text{M}\Omega$ 以上であること。

(7) 入出力試験

模擬入力に対する出力値（指示値）を確認すること。ゼロ及びフルスケールにおける入出力値を計測するとともに、設定レンジ内で流量特性曲線が満足すること。

(8) 材料検査

接液部に使用している材料が指定の材料であること。ミルシートの提出にて代替とする。

2.4.3 製品の納入

製作を完了した製品は、製品が変形・損傷しないように梱包し、原子力機構の指定する場所に納入すること。

2.5 ナトリウム液面計の製作

熱疲労集合体試験体（ACS 試験体）及び炉壁冷却機構試験体にナトリウム液面計を設置する。

2.5.1 製品仕様

(1) 方式： 接触接点式

(2) 員数： ACS 試験体用（5 台）、炉壁冷却工試験体用（5 台）

(3) 被測定物： ナトリウム

(4) 最高使用圧力： 0.8MPaG （真空引き時は、 -0.1MPaG ）

(5) 最高使用温度： 650°C

(6) 使用材料： SUS316

(7) 付属品： パッキン一式/各試験体

(8) 取付方法： JIS10K-25A RF フランジ

(9) フロートレススイッチ： ACS 試験体用（5 式）、炉壁冷却工試験体用（5 式）

2.5.2 試験検査

(1) 外観・寸法・員数検査

製品について、使用上有害な損傷、ひずみ等がないことを目視にて確認すること。また、本仕様書に記載された仕様・員数であること。

精度保証された計器類にて寸法を測定し、受注者社内規格に基づいた公差内であること。

(2) 耐圧漏えい検査

窒素ガスにて設計圧力の 1.25 倍の圧力を加え、30 分以上保持し、変形及び漏れのないこと。

(3) 液体浸透探傷検査(PT)

JIS Z 2323 を遵守し、接液部の全線に対して行うこと。無欠陥を合格とする。

(4) 放射線透過検査

JIS Z 3106(2001)を遵守し、圧力バウンダリ溶接部に対して放射線透過検査を実施すること。1 類の範囲内を合格とする。

(5) 電極導通検査

断線等がないこと。

(6) 絶縁抵抗試験

常温大気圧下にて DC100V を印加して、絶縁抵抗が $20\text{M}\Omega$ 以上であること。

(7) 作動試験

模擬入力に対して、正常に動作すること。

(8) 材料検査

接液部に使用している材料が指定の材料であること。ミルシートの提出にて代替とする。

2.5.3 製品の納入

製作を完了した製品は、製品が変形・損傷しないように梱包し、原子力機構の指定する場所に納入すること。

2.6 製作品の据付

製作品の据付を実施する。詳細については決定次第記載する。

以上

表1 ナトリウム弁 仕様

	弁名称	記号	型式	口径	駆動源喪失時 動作	員数	その他
1	入口プレナム C 入口弁	SV121A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	50A	オープン	1	
2	入口プレナム C 流調弁	SV122M	ベローズシール電動ニードル弁 (Y 型)	50A	開度保持	1	流調特性はリニアとし、 全開時 CV 値は 30 とする
3	入口プレナム B 入口弁	SV123A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	80A	オープン	1	
4	入口プレナム B 流調弁	SV124M	ベローズシール電動ニードル弁 (Y 型)	80A	開度保持	1	流調特性はリニアとし、 全開時 CV 値は 60 とする
5	入口プレナム A 流調弁	SV125M	ベローズシール電動ニードル弁 (Y 型)	100A	開度保持	1	流調特性はリニアとし、 全開時 CV 値は 67.4 とする
6	入口プレナム A 入口弁	SV126A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	80A	オープン	1	
7	炉容器出入口弁	SV127A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	15A	オープン	1	
8	上部プレナム出口弁	SV128A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	100A	オープン	1	
9	炉壁冷却機構流路ドレン弁	SV615A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	15A	クローズ	1	
10	炉壁冷却機構流路ドレン弁	SV616A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	25A	クローズ	1	
11	入口プレナム B ドレン弁	SV617A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	15A	クローズ	1	
12	炉壁冷却機構試験体入口弁	SV851A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	100A	オープン	1	
13	炉壁冷却機構試験体入口 流調弁 1	SV852M	ベローズシール電動ニードル弁 (Y 型)	100A	開度保持	1	流調特性はリニアとし、 全開時 CV 値は 67.4 とする
14	炉壁冷却機構試験体入口 流調弁 2	SV853M	ベローズシール電動ニードル弁 (Y 型)	100A	開度保持	1	流調特性はリニアとし、 全開時 CV 値は 67.4 とする

15	炉壁冷却機構オーバー フロー配管弁	SV855A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	50A	オープン	1	
16	炉壁冷却機構試験体出口弁	SV856A	ベローズシール空気作動グローブ弁 (Y 型)	100A	オープン	1	

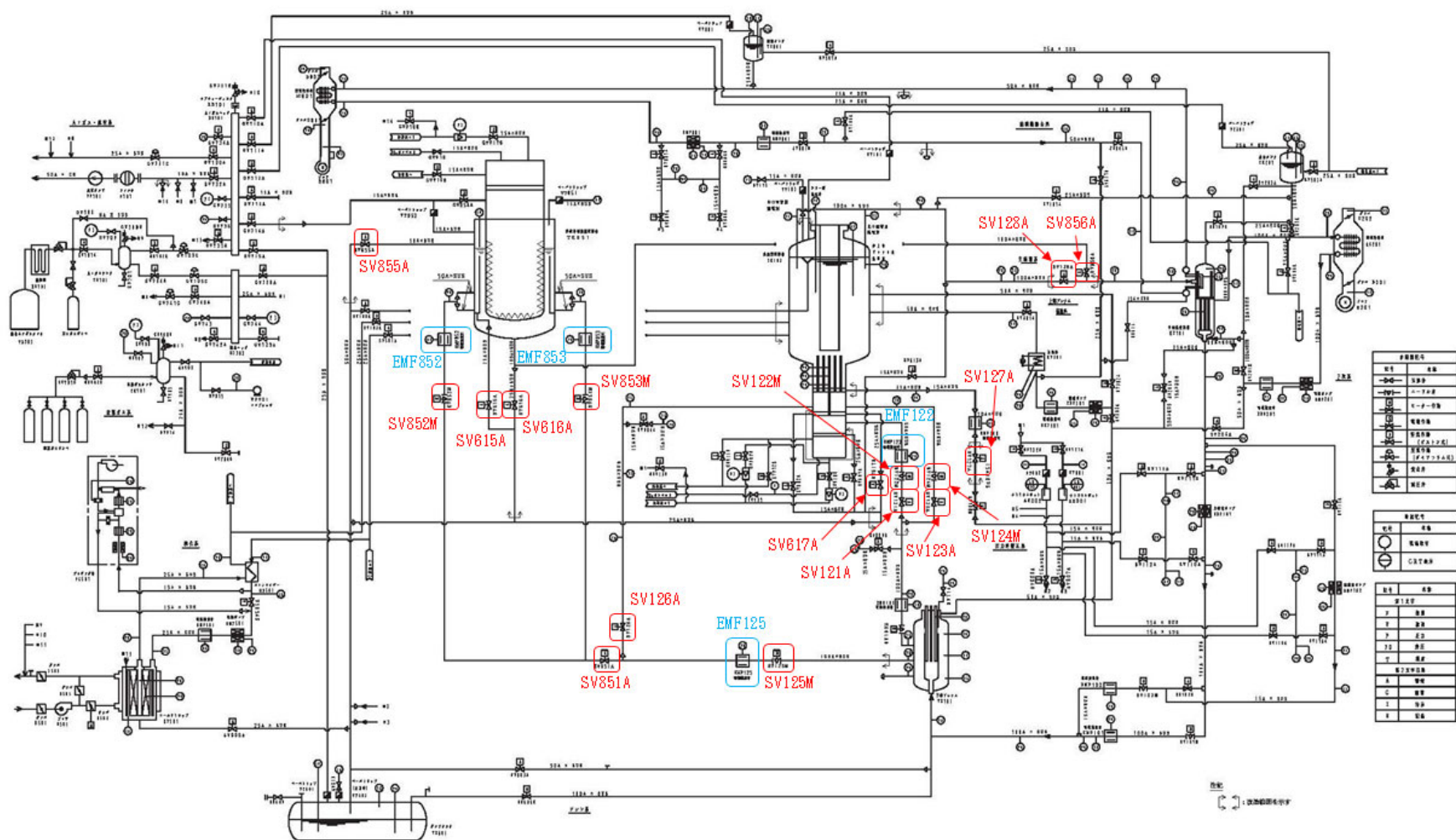


図 1 製作対象バルブ及び流量計

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウ

ハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)

第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
 - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ

め相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な

措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。